

実践講座臨時号 へ上級編

(当麻家文書 F3-1)

『小平の神社とお寺（中央図書館2階ギャラリー展示）』より

寛保四甲子年

泉藏院引寺証文

二月日

引寺願証文之事

一當大沼田新田場ニ寺院無レ之村中困窮仕候間、御門葉  
泉藏院當新田場え御出し被レ下候ハヽ、村中不レ残菩提  
祈願共ニ泉藏院旦那ニ罷成、向後之分地百姓者不レ及レ申  
段々出百姓縱社人山伏之類出候共其儀定仕為レ致ニ証文  
泉藏院旦那ニ相附村内居住之分不レ殘子孫永々ニ至迄菩提  
祈願之旦那ニ罷成村内え永々不レ出ニ余寺一一村一ヶ寺ニ仕縱  
何分之儀御座候共離旦不レ仕、隨分泉藏院え志を励遂ニ  
入魂一寺院相続候様ニ可レ仕候間何とそ村中願之通當新田  
場え泉藏院引寺之儀

御奉行所え御願上可レ被レ下候、弥引寺被ニ仰付一候ハヽ寺地者  
奇附証文之通無ニ相違一相附寺造立之儀も新田場相  
應一旦方共奇進造立可レ仕候、且又当分住持之思召当も

無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候由、其儀も寺出来仕候ハ、且<sub>ニ</sub>方共も隨分心を付  
相応之出家及<sub>レ</sub>承候ハ、致<sub>ニ</sub>相談<sub>一</sub>移し候様ニ可<sub>レ</sub>仕候、然上者  
從<sub>ニ</sub>東叡山<sub>一</sub>被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>候儀者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、御本寺より被<sub>ニ</sub>仰聞<sub>一</sub>候  
儀、泉藏院者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申惣日<sub>ニ</sub>方共迄及<sub>ニ</sub>違背<sub>一</sub>申間敷事

一 泉藏院日<sub>ニ</sub>那内ニ而幼少之子共致<sub>ニ</sub>出家<sub>一</sub>候儀者各別、晩年  
之者無常道心發し候共於<sub>ニ</sub>他宗<sub>一</sub>剃髪仕間敷事

一 泉藏院無住之節者宗門印形御本寺え代印願可<sub>レ</sub>申事

一 泉藏院無住ニ候ハ、惣日方<sub>ニ</sub>寺之番等仕寺内者不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申  
寺分田畠山林竹木下草ニ至迄一切紛失不<sub>レ</sub>仕候様可<sub>レ</sub>仕候、  
尚又御本寺え無沙汰ニ住持者勿論留守居成共隠入

置申間敷事

一 泉藏院住持入院仕候ハ、早々御本寺え継目御礼

金百疋扇子三本入箱持參御礼可<sub>レ</sub>申事

一年礼年々正月十一日を定日ニ仕、泉藏院年玉鳥目

式百文ニ本入扇子箱、弟子共有<sub>レ</sub>之候ハ、銘々壱人ニ付鳥目

百文宛持參御礼可<sub>ニ</sub>申上<sub>一</sub>事

一 每年七月十日迄之内盆供白米式升鳥目式百文

可<sub>ニ</sub>相納<sub>一</sub>候事

一 每年十一月廿四日天台会ニ式百文、泉藏院弟子共有<sub>レ</sub>之候ハ、

銘々百文宛持參法事出勤可<sub>レ</sub>仕事

一 泉藏院持高御本寺え無沙汰ニ壳物或<sub>ハ</sub>質物杯ニ

入させ申間敷候、殊ニ竹木壳拵候儀從ニ御本寺一御下知を受  
可レ申候、万一無レ拠筋ニ而金銀他借仕候ハヽ、先達而相窺御吟  
味之上御裏判を以借用候様ニ仕、若一判之借用又ハ旦那  
内ニ而加判仕候共先達而不レ預ニ御吟味一候借金一切寺附ニ  
仕間敷候、縱何分ニ滯候共申出間敷候事

一泉藏院普請等惣而分外之造立一切仕間敷候、新ニ  
造立之儀者不レ及レ申立替普請有レ之候共先達而繪図を以  
相窺御差図次第二可レ仕候、將又入仏供養或者十夜七夜  
等興行候ハヽ開眼開闢回向等急度御本寺御請仕、  
尚又先住年忌追善是又御本寺え御願可レ申事

一泉藏院并弟子同宿ニ至迄灌頂相勤候ハヽ深太寺村深大寺ニ而  
可ニ相勤一候事

### 〔用語〕

いんじ

引寺：「ひきでら」とも。寺院を他の地域から引き移すこと。元禄期以降、幕府は寺院を新しく建立することを禁止したため、武蔵野新田など享保期以降に開発された多くの村で引寺が行われた。

門葉：もんよう一般的に血縁関係がある一族。同族・身内。また一門の分かれ・流派。  
社人：下級の神官。

山伏：山中で修行する修験道の道者。修験者とも。

足：ひき鎌倉時代から江戸時代にかけて用いられた錢貨の数え方。鳥目十文を

いう。百疋は千文（一貫分）、金一両を錢百疋と称した。

鳥目ちょうもく：錢の異称。江戸時代までの錢貨は円形方孔のもので、鳥の目に似ているとしての名。

灌頂かんじょう：仏教用語で、頭に水をかける儀式。また、密教では 阿闍梨あじゃり（高僧）より法を受けるときの儀式。

### 〔解説〕

この文書は、寛保四（一七四四）年、泉蔵院が成立するにともない、大沼田新田の名主弥左衛門、開基檀那伝兵衛及び総代七名が今寺村報恩寺（現青梅市）との間で作成した証文です。①引寺の際、寺地などは檀家が寄進すること、村人は子々孫々まで離檀しないこと。②晩年者が「無常道心」を発しても他宗で剃髪しないこと。③無住により宗門印形できない場合は本寺が代印すること。また、④無住の場合に檀家が寺の番を行うこと。⑤住職が入院する場合は本寺への継目礼金を出すこと。⑥正月十一日を年礼とし、泉蔵院へ年玉をお礼としてすること。⑦七月十日まで盆供として白米を納めること。⑧毎年十一月廿四日の天台会には二百文出すこと。⑨本寺の断りなく泉蔵院持高を売却することなどは禁止する。また、借金は寺附けにしない。⑩分に過ぎる普請はしない。新たに普請を行う際は事前に指図を伺うこと。十夜七夜等の興行などは本寺の意向を受けること。⑪灌頂は深大寺で勤めること。以下、全18項目にわたって条件・禁止事項などが詳細に記されています。

次に文字を見ていきましょう。まず表紙の「藏（蔵）」「」、「證（証）」「」、「證（証）」「」のようになります。

「當(当)」  
「當(当)」は今までにも登場しましたが覚えていらっしゃいますか。「留」  
「留」は今までにも登場しましたが覚えていらっしゃいます。

「鳥」

「高」

「鬼」

「鬼」

「鬼」

「鬼」

「鬼」

「鬼」の字は、本来左右にある部位が上下にあり特徴的です。古文書では  
このように、部首が替わっている漢字が見られことがあります。(「松(松)」  
「鬼(崎)」「畧(略)」など。)そして今回は「應(応)」「  
魚(魚)」「發(發)」「  
魚(魚)」

「賣(売)」

「會(会)」

「拂(払)」

「鳥」

「馬」

「寺」

「留」

## 間違えやすい漢字

「高」

「高」

「守」

「守」

「專」

「專」

「亭」

「亭」

「寺」

「寺」

「鳥」

「鳥」

「留」

「留」

「馬」

「馬」

ANNA

